

2020年3月16日改訂

下記取扱いは、2020年4月30日(木)まで継続となりました。

2020年3月2日

課外活動団体

指導者の皆さま

所属学生の皆さま

課外活動の自粛について（要請）

政府による小中高校への休校要請や文科省による部活動自粛要請を受けて、本学の「新型コロナウイルスに関する緊急対策本部会議」において、“課外活動団体に対する活動自粛”を要請することを決定しました。（対象団体・内容・期間については以下のとおり）

- ・対象団体 : 全ての公認団体／準公認団体／サークル
- ・自粛内容 : 通常活動・練習／対外練習試合／卒業生を送る会食など
- ・自粛期間 : 3月31日（火）まで
※期間については、情勢により変更・延長する可能性もあります

つきましては、活動については各団体の事情や所属連盟の状況および国内における感染状況を充分鑑み、適切に判断してください。

本学学生はじめ関係するすべての皆さんの健康と安全を考慮し、感染リスクを回避するための判断ですので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

神奈川大学長
兼 子良夫

《お問い合わせ》

学生課 : kuyc-gakusei@kanagawa-u.ac.jp

平塚学生課 : kushc-gakusei@kanagawa-u.ac.jp